

利用者負担額（保育料）の算定方法等について

◆保育施設に係る保育料の額

《※上段：保育標準時間、下段：保育短時間の保育料》

階層区分	世帯区分			保育料の月額	
				3歳児未満 (当年度4月1日現在の満年齢)	
				第1子	第2子
第1	生活保護世帯等			0 0	0 0
第2	市区町村民税非課税世帯 (第1階層を除く)			0 0	0 0
第3	当該年度の市区町村民税課税世帯で、その所得割額が右の区分に該当するもの (第1階層を除く)	ひとり親世帯等	48,600円未満	3,750 (3,700)	0 (0)
		ひとり親世帯等 以外の世帯		8,500 (8,400)	4,250 (4,200)
第4		ひとり親世帯等	77,101円未満	9,000 (9,000)	0 (0)
		ひとり親世帯等 以外の世帯	57,700円未満	19,500 (19,200)	9,750 (9,600)
		97,000円未満		19,500 (19,200)	9,750 (9,600)
		169,000円未満		37,500 (36,900)	18,750 (18,450)
第5		301,000円未満		50,000 (49,200)	25,000 (24,600)
第6		397,000円未満		56,000 (55,100)	28,000 (27,550)
第7		397,000円以上		60,000 (59,000)	30,000 (29,500)
第8					

※上の表は下記「保育料の軽減」内容が反映された金額で表示されています。

※4～8月分の保育料は「前年度の市区町村民税所得割額」、9～3月分の保育料は「当年度の市区町村民税所得割額」により算定します。

保育料の軽減

★ きょうだいがいる場合	同一世帯から、2人以上の児童が認可保育所、認定こども園、地域型保育、認可幼稚園、企業主導型保育を利用している場合、第2子以上上記月額保育料の半額、第3子以降は無料となります。
★ 多子世帯の負担軽減	市区町村民税所得割額の合算額が、57,700円未満の世帯は生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子が半額、第3子以降が無料となります。 ※市区町村民税所得割額合算額が57,700円以上の世帯では、上記「★きょうだいがいる場合」の軽減内容となります。
★ ひとり親世帯や在宅障がい児（者）がいる世帯	ひとり親世帯または、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給対象児や障害基礎年金等受給者が世帯にいる場合、第3階層の方は、1,000円/月の減額後の半額、第2子以降が無料となります。 さらに、4階層のうち市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子の3歳未満児が9,000円、第2子以降が無料となります。

保育料無償化について

「3歳～5歳児クラスの方」及び「0～2歳児クラスのうち第2階層の方」は保育料は無償（0円）となります。

給食費（主食・副食費）、延長保育料、行事費、教材費などは保護者の負担となります。

副食費については、保育料の階層区分によって免除となる場合があります。

注意事項

- ① 保育料は、保護者（父母等）の市区町村民税所得割額による階層区分と児童の年齢等で決まります。4月分から8月分の保育料は「前年度の市区町村民税所得割額」、9月分から3月分の保育料は「当年度の市区町村民税所得割額」で算定されます。
- ② 保育料決定の際、市区町村民税所得割額の算出においては、調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除などの税額控除の適用は受けられません。
- ③ 家計の主となっている方（生計中心者）が祖父母や同居の親族等と判断される場合（保護者の収入が103万円に満たない場合）は、父母のほか、市区町村民税所得割額が最も高い方が合算されます。
- ④ **保育料は、当年度4月1日現在の年齢で算定します。**
- ⑤ **市民税が未申告の方や税額の証明書類の提出が無い方は、保育料を暫定的に最高階層で取り扱います。収入がない場合でも、原則、申告が必要となりますので、ご注意ください。**
- ⑥ 保育必要量や世帯構成の変更、及び税の修正申告を行ったことにより、保育料が変更となる場合は、みらいこども課へ**変更申請書提出日の翌月から変更となります。**
- ⑦ 市外の保育施設を利用した場合も、つくばみらい市の基準で保育料を決定します。
- ⑧ 保育料のほかに、施設によっては制服代など実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。

みらいこども課へ申請が必要な場合

以下の場合、保育料が変更となる場合がありますので、必ず申請してください。

保育料の変更は、申請のあった月の翌月から開始となります。

- 税の修正申告が行われた場合
- 同一世帯に障がいのある方がいる場合
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
 - ・ 特別児童手当等の受給対象児や障害基礎年金等受給者の方
- 家庭状況が変わった場合（離婚・結婚・祖父母と同居等）
- 標準時間と短時間保育の変更
- きょうだいが幼稚園の利用を開始した場合 など

多子世帯保育料軽減事業の拡充について

つくばみらい市では、国の制度により実施している表面に掲載した「多子世帯の負担軽減」のほか、この制度に該当とならない階層の多子世帯についても、第2子は半額（所得制限有り）を助成、第3子以降は全額（所得制限無し）の助成を行っております。

※助成対象となる方には、市から翌年3月に通知いたしますので、通知が届きましたら、申請書の提出などの助成を受けるために必要な手続きをお取りください。